近世インスブルック市の人口構造

高 木 正 道

歴史研究が扱う史料には、大まかに分けて二つの種類がある。一つは「あるべき状態」(Soll-Zustand)を示した史料であり、もう一つは「あるがままの状態」(Ist-Zustand)を記した史料である。従来の都市史研究は、どちらかといえば――とりわけ古い時代に関しては――第一のタイプの史料群(例えば、都市法、特許状、ツンフト条例、参事会決議、請願書など)に依拠してなされてきた。そのため、とりわけ数量的なデータによる裏づけを必要とする部分はしばしば空隙として残されたままになっている。今後は、第二のタイプの史料に基づく研究によってこの空隙を埋めていかなければならない。本稿はそうした問題意識からする近世インスブルック市の人口構造の研究である。

I 都市の住民

現在129,000人の人口を擁するインスブルック市(オーストリアではウィーン、グラーツ、リンツ、ザルツブルクに次いで第5位)は、フランツ・マチス(Franz Mathis)によれば、16世紀末から17世紀初頭の時代には人口5,500程度の都市であった。ルドルフ・ケチュケ(Kötzchke)による16世紀ドイツ都市の規模別分類——小都市= $2000\sim5000$ 人、中都市= $5000\sim20,000$ 人、大都市=20,000人以上——にしたがえば、当時のインスブルックは小規模な中都市ということになる。

比較のために近世オーストリアにおけるいくつかの都市の人口数を、インスブルックをも含めて示しておくと、以下のとおりである。

ウィーン:50,000人(1600年頃)、60,000人(1637年)、175,000人(1754年頃)

シュタイヤー:9000人(1600年頃)、7000人(1754年頃)

グラーツ:8000人(1600年頃)、11,000人(1620年)、20,000人(1754年頃)

ザルツブルク:8000人(1600年頃)、9000人(1647年)、15,000人(1754年頃)

インスブルック:5700人(1600年頃)、8500人(1754年頃)

クラーゲンフルト:4000人(1600年頃)、7000人(1754年頃)

リンツ:3500人(1600年頃)、10,000人(1754年頃)

このように当時のインスブルックは、人口数の点ではオーストリアのなかでも決してトップ・クラスの都市ではなかったけれども、15世紀以降は宮廷都市(Residenzstadt)および領邦行政の中心地として重要な役割を担った。そしてそのことは以下で見るように同市の経済社会構造を特徴づける決定的な要因であった。こうしてインスブルック市は実質的にチロール地方の中心都市としての機能を果たすようになるが、同市が正式にチロール州の州都(Landeshauptstadt)になったのはかなり後の1849年のオーストリア王国再編のときで、それまではメラン(Meran)が州都の称号と地位を保持していた。

さて、この時代のインスブルックの住民は、裁判権の観点からみて二種類のグループに、すなわち、インスブルック市の裁判権に服するグループとそうでないグループとに分けられた。前者のグループに属したのは「市民」と「準市民」で、かれらが本来の「都市」人口を構成した。後者のグループに含まれたのは治外法権を享受する「免除者」(Exempten)と「法の保護を受けない人々」で、かれらは一それぞれ違った意味においてではあるが――都市裁判権の管轄の外に置かれていた。

都市の領域は独自の裁判区――いわゆるブルクフリーデ(Burgfriede)――を成し、そのなかでは都市法が妥当し、そこに居住する市民と準市民は都市の裁判権に服した。ただし、インスブルックの都市裁判所(Stadtgericht)が市民と準市民にたいする裁判権をもっていたといっても、都市裁判所に属していたのは下級裁判権(niedere Gerichtsbarkeit)のみであった。すなわち、インスブルック市の裁判官は、軽い犯罪にたいして罰金刑や禁固刑を科すことができたにすぎなかった。重大な犯罪、例えば殺人・強盗・放火・高価な物件の盗みなどのような死刑に値する犯罪――当時の人々が《Malefizsache》と呼んだ刑事事件――の場合には、都市の裁判官は犯人を逮捕して尋問し、そのあと判決の宣告と処刑のために犯人をゾネンブルク(Sonnenburg)の領邦裁判所(Landgericht)に引き渡さねばならなかった。インスブルックを含むこの地域で起こった重大な犯罪にたいして死刑の判決を下す高級裁判権(hohe Gerichtsbarkeit)とそれを執行する流血裁判権(Blutgerichtsbarkeit)は、この裁判所に属していた。

都市裁判権の管轄下に入らない免除者がインスブルック市に大勢住むことになったのは、1420年にチロール公フリードリヒ4世(1404~1439年)が居城をメランからインスブルックに移して、同市が宮廷都市(1665年まで)および領邦行政の中心地となってからのことである。廷臣およびかれらの従者、同市に居住する貴族、領邦官庁の役人や使用人、それに数はそれほど多くなかったけれども聖職者は、同市に住んでいたにもかかわらず、都市の裁判官ではなく、別の裁判権力に服したのである。懲戒条例(Mannszuchtordnung) ――同令は、特にインスブルック市のために1568年と1585年に発布され、1605年、1630年、1636年に確認された――によれば、廷臣とその従者たちは《Hofprofos》の、領邦官庁に仕える者たちは《Untermarschalk》の監督下に置かれることになっていた。

この免除者のグループは都市経済の支柱となり、かれらが生みだす需要と購買力はインスブルック

市の経済に大きな刺激を与え、その成長と発展をもたらした。かれらによってつくりだされる需要と 購買力がなければ、インスブルックは人口と経済の点でおそらく大きめの農耕市民都市 (Ackerbürgerstadt) の域を越えることはできなかったであろう。しかし他面で、こうした経済的利点は、 都市自治の観点からすれば重大な欠陥を意味していた。なぜなら、これらの免除者たちは、前述のよ うに都市裁判権力の支配の外に置かれており、そのため都市の自治権といっても、それは都市住民の 一部にしか及ばなかったからである。

そのほかに、そもそも都市法の保護を受けない人々がいた。かれらは種々の理由により市民としても準市民としても受け入れられない者たち(Unaufgenommenen)で、この集団は一時的にインスブルック市に住みついている乞食(Bettler)や浮浪者(Vaganten)等から成っていた。

では、市民と準市民から構成される都市の裁判権に服するグループは、都市住民全体のなかでどのくらいの割合を占めていたのであろうか。フランツ・マチスの推計によると、インスブルック市における1603年の世帯数は1307であった。他方、1647年の課税簿(Steuerliste)から都市裁判権のもとにある世帯主の数は413であったことが判る。したがって、本来の「都市」人口、つまり都市裁判権の支配と保護を受ける人々は全世帯のわずか三分の一にすぎず、残りの三分の二は免除者および法の保護を受けない人々であったということになる。これはいささか驚くべき結果である。だが、宮廷都市におけるこのような状態は決して例外的な現象ではなく、マチスによれば、例えば宮廷都市ザルツブルクでは、免除者は全人口のおよそ半分を占めていた。

16世紀末のインスブルックについてマチスとは違った方向からアプローチしたクリストーフ・ハイダハー(Christoph Haidacher)も、ほぼ同様の結論を得ている。16世紀末期の市民台帳(Bürgerverzeichnis)に載っている市民の数は、1590年172名、1592年191名、1595年186名、1598年192名、1599年206名、1600年188名で、平均して180~200名ということになる。また、1536年の市民台帳(Bürgerverzeichnis)と準市民台帳(Inwohnerverzeichnis)によれば、同年の市民と準市民の数はそれぞれ178人と155人で、ほぼ同じである。そこで、市民の一世帯あたりの人数を平均5人とすれば、市民身分に属する者の数は1000人弱になる。これにほぼ同数の準市民を加えると、両者の合計は1800~2000人となる。したがって、当時のインスブルック市の住民数が5000~5500人であったとすれば、本来の都市人口である市民と準市民(1800~2000人)は都市住民全体の約三分の一にあたる。以上がハイダハーの推計である。

最後に他の宮廷都市との比較のために、準市民を除外して市民だけを問題にしたい。これまで述べたことから明らかなように、17世紀のインスブルックにおける市民は住民全体のおよそ3.5%、全世帯主の15%程度にすぎなかった。そしてこのような現象は他の宮廷都市でもかなり一般的に見られた。17世紀のウィーンにおいては、市民は全住民の2~5%、全世帯主の10~20%を成すにすぎなかった。同じく17世紀のグラーツでも、市民は全住民のわずか3%、全世帯主の約13~15%にすぎなかった。

以下で問題にするのは、インスブルック市の都市裁判権に服する人々、つまり市民と準市民である。

というのは、治外法権享受者としての免除者や法の保護を受けない人々の状態を知らしめる史料は、 残念ながらほとんどまったく残されていないからである。

Ⅱ 市民と準市民

インスブルック市の市民(Bürger)と準市民(Inwohner)はともに都市の裁判権に服するという点では同じであったが、両者はそれぞれの権利において異なっていた。準市民は都市内で営業を行うにあたって市民と同様に都市法の保護を受け、それゆえ納税や兵役等の義務を市民と同様に負っていた。しかし、準市民には都市の政治に参加する権利がなかった。これが市民と準市民の決定的な差異である。

市民は、都市裁判権に服する第一の重要なグループであると同時に、都市自治の中心的な担い手でもあった。市民権の獲得という点からみると、市民は「世襲市民」(Erbbürger)と「宣誓市民」(geschworene Bürger)とに分けられた。前者はすでに市民としてインスブルックに住んでいる人々の息子たちで、かれらは父親から市民権を継承することによって自動的にインスブルック市民になることができた。後者は以下に述べるような種々の条件を満たすことにより新たに市民権を獲得した人々で、インスブルック市民として受け入れられるにさいしてかれらは市民宣誓(Bürgereid)を行って、都市の利益を促進し都市の公権力に服従することを誓わねばならなかった。この誓いを破るような行為をした場合には、市民権を剥奪されることもありえた。そして最後に《Bürgergeld》ないし《Bürgereinkaufsgeld》と呼ばれる認容料(Aufnahmetaxe)を支払って、やっと市民として認められた。新市民として受け入れられた人々のなかには、最近よそからやって来たばかりの者もいれば、準市民としてすでに一定期間インスブルックに定住していた者もいた。市民権の授与に関する決定権は市参事会(Stadtrat)にあった。これは、1363年に大公ルドルフ4世(1358~65年)がインスブルック市参事会に授与した権利であった。ただし、この権利には、1358年のヴィルテン修道院(Stift Wilten)との取決めにより制限が付いていた。すなわち、インスブルック市がヴィルテン修道院の隷属民(Eigenleute)を受け入れるにあたっては、同修道院の大修道院長(Abt)同意を必要とした。

インスブルックの市民権を獲得するためには、さまざまな条件を満たさなければならなかった。それらのうち主なものを挙げれば、以下のとおりである。

(1) まず市民権を得ようとする者は嫡出子であることを証明しなければならなかった。この条件はインスブルック市の成立以来ずっと存在していたにちがいないが、それがはっきりと確認されるのは1528年以後である。嫡出の証明は、《Sippsalbrief》と呼ばれる一種の出生証明書の提示もしくは三人の「まともな」(ehrlich) 男子の証言のいずれかによって行うことができた。また、庶出子であっても、公権力つまり領邦君主による嫡出子としての認知(Legitimierung)が得られれば、市民として受け入れ

てもらうことができた。

- (2)次に人格的自由(農奴身分からの解放)の証明が求められた。このような証明が要求されたのは、一つにはかつての農奴主との面倒ないざこざに巻き込まれることを避けるためであり、いま一つには自由な市民身分にたいする尊敬の念を守るためであった。この証明はとりわけドイツとイタリアからの移住者にたいして厳しく求められたが、チロール出身者にはそれほど強くは要求されなかった。というのは、この地方ではすでに15世紀以降もはや農奴制は一般的でなくなっていたからである。
- (3) おそらくはもっと以前から存在したと思われるが、確認されるかぎりでは1603年に初めて一定額の財産の証明が市民権獲得の前提条件として出てくる。市民として受け入れてもらいたい者はすべて、200グルデンの財産を証明することができるか、もしくはこの金額について責任を負う市民か準市民を証人として立てることを要求された。しかもこの証人は、かなり長くインスブルック市に住んでいる者でなければならなかった。その後、市民として受け入れられるのに必要な財産額は、300グルデン以上に引き上げられた。

これにたいして家屋の所有は、古い時代には市民権獲得のための必要条件であったかもしれないが、 16・17世紀のインスブルックではもはや決定的なものではなくなっていた。マチスによれば、1605年 には、家屋の所有者は市民の50%を占めるにすぎなかった。

- (4) またキリスト教諸宗派の分裂と反宗教改革の時代以降は、カトリック教徒であることが要求された。1608年の準市民の受入条令(Aufnahmeordnung)にはそのことが明記されており、市民も同様の規定の適用を受けたことはまず間違いないと思われる。
- (5) 市民権を得ようとする者はさらに、ずでに結婚しているか近々結婚する予定であることを明確にしなければならなかった。つまり、独身者は市民権を享受することはできなかった。職人 (Geselle) はたいてい独身だったので、市民になるチャンスはなかった。

上記のような種々の条件を満たしてはじめて、市民権の申請者は市民適格性の審査対象になることができた。彼を市民として受け入れるか否かは、前述のようにまったく市参事会の裁量にゆだねられていた。市参事会は理由を示すことなく申請をはねつけることができた。市民や市参事会員は移住者との競争に神経をとがらせていたので、申請者を市民として受け入れるかどうかの決定に際しては、市参事会の職業構成と申請者の職業の関係が重要な役割を演じた。周知のように、市民の娘や寡婦との結婚は市民権の獲得を容易にする方法の一つであった。といっても、それが必ずしも市民権獲得の万全の保証となったわけではなかった。

すでに述べたように、市民として受け入れられることになった者は、市民宣誓を行い、一定の料金、すなわち、いわゆる《Bürgergeld》ないし《Bürgereinkaufsgeld》を支払わねばならなかった。この料金はもともとは一ヵ月以内に納めればよかったが、1547年の市民宣誓によると、宣誓を行った直後に支払わねばならないとある。金額に関しては市参事会が定めた1514年の規定があり、それによれば、準

市民の身分を経ることなしに市民として受け入れられた者はすべて最低10グルデンを支払うことになっていた。新市民はこのほかにさらに登録料(Einschreibegeld)を徴収された。これは新市民登録簿(Bürgerbuch)に新市民を登録する手数料として都市の書記(Stadtschreiber)のものとなり、その額は1520年以降12クロイツァーであった。

以上はすべて、インスブルック市に移住してきた者あるいはすでに準市民として定住している者が市民権を獲得する場合の規定である。これにたいして、「世襲市民」すなわち市民の息子たちの場合には、世襲された市民権がいわば自動的に認められた。かれらにたいして要求された唯一の条件は、インスブルック市に世帯を構えていて、結婚しているということであった。16世紀には市民の息子たちは二、三年ごとに市参事会に集団で召喚され、かれらの前で市民宣誓が読みあげられ、市民として承認された。17世紀には市民の息子たちの市民登録はルーチン・ワークとなっており、マチスが明らかにしているように毎年1月8日に行われた。そのさいかれらは、市民としての認容料は免除され、都市の書記への登録料だけを支払いさえすればよかった。

市民権の所有は、インスブルック市に定住していることを条件としていた。新市民は少なくとも5年間は同市に居住することを義務づけられた。誰であろうと、インスブルック市で生計を立てることができなかったり、その他別の理由から同市を離れるときには、そのことを市参事会に届け出なければならなかった。市民権を保持したままインスブルックを離れることを市参事会から認められた市民は、定められた期間内——1年以内——に戻ってこなければ市民権を喪失した。また市参事会は、法を犯した者からも市民権を奪うことができた。市参事会による市民権剥奪の理由としては、不服従、都市の機関にたいする侮辱的言動、姦通、商売上での詐欺などがあった。

ところで、インスブルック市において、「世襲市民」すなわち市民の息子は新市民のなかでどのくらいの割合を占めたのであろうか。16~18世紀の期間についてその比率を見ると、**表1**のようになる。インスブルック市では時代を下るにつれて、そもそも新市民として受け入れられた年平均人数が――1487~1600年=7.9人、1601~1700年=6.8人、1701~1795年=5.2人と――減少していくと同時に、そのなかに占める市民の息子の割合が――1487~1600年=24%、1601~1700年=45%、1701~1795年=54%と――上昇していったことが示されている。したがって、この間にインスブルックの市民人口は徐々に流動性を失い、固定化する傾向が強まっていったと言うことができるであろう。

都市裁判権に服する本来の「都市」人口のもう一つの重要なグループである準市民(Inwohner)

――インスブルック市ではこう呼ばれたが、他の諸都市では《Beisassen, Seldner, habitatores, incolae, inquilini》などの名称で呼ばれた――は、のちに詳しく見るように、数のうえでは市民に匹敵するかもしくはそれを上回る集団であった。いわゆる完全市民(Vollbürger)とは区別された準市民階層が発生したのは、ドイツの中世都市においてもともとは都市に土地を所有する者だけが市民権を獲得するこ

とができたという事情に起因するといわれる。

すでに述べたように、準市民は市民と同じように納税と兵役の義務を負ったが、その権利においては市民に比べて劣っていた。かれらは市民と同様に都市法の保護を享けたけれども、都市行政への参加からは完全に排除され、市長や市参事会員その他の役職に関しては、選挙権もなければ、被選挙権もなかった。さらに準市民は、もう一つとりわけ経済的に重要な点で差別されていた。すなわち、商業と飲食旅館業(Handels- und Wirtsgewerbe)は市民に独占され、準市民はこれらの部門から排除されていたのである。

準市民として受け入れられるためには、市民権獲得の場合と同様に厳しい条件を満たさなければならなかった。これについては、前出の1608年の準市民の受入に関する条令に詳しい規定が見られる。まず申請者はカトリック教徒でなければならず、それ以外の宗派に属する者は完全に排除された。反宗教改革の精神が支配する当時の雰囲気のなかで、市参事会はこの原則を厳守することにあくまでもこだわった。また市民の場合ほど厳格ではなかったけれども、準市民の場合にもやはり嫡出子であることを《Sippsalbrief》もしくは生きた証人によって証明せねばならなかった。そして市民と同様に、人格的に自由であることを証明する義務があった。さらに申請者は結婚していなければならず、市民権取得料を支払うための金額と妻の財産以外に20グルデンもっていなければならなかった。言うまでもないことかもしれないが、市参事会がこのような規定を定めたのは、困窮した市民や準市民の出現を未然に防ぎ、新たに市民や準市民になった者がかれらの納税義務を果たすことができるようにという意図からであった。また準市民として受け入れられた者が都市の書記に支払わねばならなかった登録料は市民のそれの半分、すなわち6クロイツァーであった。

兵役についていえば、新しく準市民として受け入れられた者は、市参事会が定めた甲冑と武器を一ヶ月以内に準備し、完璧な状態で査閲を受けられるようにせねばならなかった。また税に関しては、次の期限の聖霊降臨祭またはクリスマスには特に要請がなくても市参事会に出頭し、課せられた税を期日どおりに納める義務を負っていた。

準市民としての受入申請を認めるか否かの決定権は、市民の場合と同じく市参事会にあった。ただし、準市民の多くが手工業者であったことから(後述参照)、準市民の受入に関してはツンフトも加わって同意を与えた。ツンフトは、手工業者たちのあいだで余計な競争が起こらないように配慮し、各職種に過剰供給が発生するのを防ごうとしたのである。

ところで、市民権の獲得と準市民権の獲得には根本的な違いがあった。前述のように市民の場合には、新たに市民権を獲得して市民の一員になった「宣誓市民」と父親から市民権を相続した「世襲市民」の区別があった。しかし、準市民の場合にはこうした区別は存在せず、父親から息子への準市民権(Inwohnerrecht)の相続はありえなかった。準市民の息子であっても、よそからインスブルックに引越してきた人々と同じように、準市民権の授与を市参事会に願い出なければならなかったのである。

それゆえ新準市民登録簿(Inwohnerbuch)には、当人の父親はすでに準市民の身分にある旨の注記がしばしば見られるという。

さて、インスブルック市で市民あるいは準市民として受け入れられたのはどのような人々だったのであろうか。それを17世紀について示したのが表2と表3である。

表2から明らかなように、17世紀のインスブルック市では新市民に占める市民の息子の割合は46%であるのにたいし、準市民とその息子の比率はわずか13%にすぎない。しかし、これらを合計すると約60%になる。よそからの移住者が新市民に占める比率は市民の息子に次いで二番目で(34%)、営業部門別にみれば特に商業と飲食旅館業で際立って高くなっている(67%)。

次に新準市民の内訳を見てみると (表3参照)、まず準市民の大多数が手工業者とその他 (日雇労働者) であったという事実を指摘することができる (両者を合せると、90%をこえる)。また全体としてよそからの移住者の比率が市民の場合よりもかなり高い (67%) のにたいし、新準市民に占める準市民の息子の比率は15%にすぎない。ここには、準市民階層の流動的な性格が看取される。

では、市民と準市民の数的関係はどのようなものであったのだろうか。前出の1536年の市民台帳と 準市民台帳から明らかになる市民と準市民の数はそれぞれ178人と155人で、前者が後者を若干上回っ ていた。他方、市民権取得者の数は1487~1600年の期間に891人(市民の息子を含む)、準市民権取得 者の数は1508~1600年の期間に1144人であった。したがって、大雑把にみて新市民と準市民との比率 はおよそ44対56になる。だがハイダハーは、この事実をもって準市民の数的優位を結論づけるのは早 計だと述べ、その理由として次の二つを挙げている。第一に準市民は市民よりも流動的な性格が強く、 かれらの一部は生涯ずっとインスブルック市に住み続けたわけではなく、他の地域に移動していった。 第二にかれらの一部は市民に昇格していった。

17世紀については、市民と準市民の数を同時点で捉えることを可能にする史料は、残念ながら残されていない。そこでマチスは、約20年の時間差のある史料をもとに次のように推計している。すなわち、1628年の市民台帳から明らかになる163人の市民を、都市裁判権に服する413人の世帯主(1647年の史料から)から差し引くと、250人の準市民が残る。したがって、市民と準市民の比率は40対60となる。この問題については、またあとで触れる機会がある。

Ⅲ 職業構成と出身地

14世紀から15世紀への転換期までのインスブルック市の発展は、同市が南ドイツ地域とイタリアを 結ぶ街道の要衝に位置していたことに基づいていた。このいわば宿場としての機能から、インスブル ックではさまざまな職業集団が発展した――この地域を通過する商人に車や牽引用の家畜を供給する 手工業者、旅人に食事と宿を提供する飲食旅館業者、商品を輸送する運送業者、さらに商人(ただし、かれらの活動範囲はもっぱらインスブルック市に限られていた)、人々の基礎的な欲求を満たす営業、例えばパン屋や肉屋等々。このように当時のインスブルックにはすでに重要ないくつかの職業部門が存在していたけれども、都市経済に強い刺激を与えるような大きな購買力をもった消費者集団はまだ現われていなかった。

1420年にフリードリヒ4世がインスブルック市に宮廷を構えたことは、17世紀まで――30年戦争(1618~48年)と宮廷の解散(1665年)まで――続くかつてない興隆を同市にもたらした。インスブルックが宮廷都市かつ領邦行政の中心地になると、廷臣とその従者、領邦官庁の役人、貴族、そして幸運を夢みる大勢の人たちがここに集まってきた。その結果、この都市の経済構造には変化が生じ、奢侈産業と建築業が発展してきた。このほかにもインスブルックの興隆を促進した要因があった。その埋蔵鉱石によって可能となったチロール地方の繁栄がその一つである。さらに、ブレンナー峠を経由する交易は15・16世紀に飛躍的に拡大し、当然にもインスブルックは主要通過点として大きな利益を得た。

16世紀インスブルック市の市民と準市民の職業構成に関するハイダハーの詳細な表を簡略化して示すと、**表4**のようになる。ここには、1508~1600年の期間に受け入れられた1144名の新準市民と、1487~1600年の期間に受け入れられた総勢891名の市民から市民の息子212名を除いた残り679名の新市民が、営業部門別に分類されている。

全体的にみてまず目につくのは、手工業者の占める割合が高いということである。この特徴はとりわけ準市民において著しく、かれらの多くは手工業者であった。手工業なかでも特に「金属加工」(18.6%)、「衣料」(15.0%)、「食品」(12.9%)の比率が高く、これらを合計すると46.5%に達する。表4の「彫石窯業」以下「食品」までを手工業と考えれば、準市民808人のうち636人(79%)が手工業者であり、また手工業者全体(905人)の70%が準市民であったということになる。

準市民に占める手工業者の比率あるいは手工業者に占める準市民の比率がこのように高い理由は、あらためて説明するまでもない。準市民の大多数は経済的には中層または下層に属し、かれらには市民権を獲得するだけの財力が欠けていたのである。このことは、「その他」に分類された79人の準市民のうち62人が日雇労働者(Taglöhner)に属していたという事実によっても裏づけられる。手工業者の多くが準市民であったもう一つの理由としては、インスブルックでは親方の資格を取得するにさいして、準市民であることが要求されたけれども、市民権の獲得は不可欠の条件ではなかったという点を指摘することができる。また市民に比して準市民の比率が特に高い職種としては、次のものが挙げられる——大工(36人中32人)、左官(22人中18人)、錠前師(45人中37人)、拍車製造工(17人中15人)、刃物鍛冶(11人中11人)、桶屋(22人中19人)、織工(35人中33人)。

続いて市民に目を向けると、比率の高い営業部門は「食品」(17.1%)、「金属加工」(15.6%)、「衣料」

(15.1%)で、これらの合計は47.8%になる。そして、準市民の場合ほどではないけれども、市民に占める手工業者の割合(69%)が比較的高いのが目につく。だが、ハイダハーによれば、このように手工業者の割合が少々高くなっているのは、679名の新市民のうち職業の記載のない者が288名(42.4%)もいるからで、記載状況のもっとよい1598~1600年の市民台帳に基づけば現実的なもっと低い数値が出る(これについては下記参照)。また準市民の場合とは対照的に、市民のなかには日雇労働者は一人もいない。他方、準市民に比して市民の割合が特に大きい営業部門として、飲食旅館業(28人中27人)と商業(26人中16人)が注目される。すでに前節でに述べたように、商業と飲食旅館業は市民の独占部門になっていた。

以上は一定期間に受け入れられた新市民と新準市民を対象としたいわば「フロー」の面からの職業構成の分析であるが、今度は「ストック」の面から、つまりある時点においてインスブルックに定住している市民と準市民を対象として、その職業構成を分析してみよう。

ハイダハーによって作成された表を簡略化した表5には、すでに確認した市民の職業の特徴がさらにはっきりと示されている。すなわち、商業と飲食旅館業は市民の代表的な営業部門であり、これらに携わる市民は合計すると全市民の27~30%に達する。また日雇労働者のような下層階級はまったく見られない。他方、さきほどと同じ方法で市民のなかに占める手工業者の比率を求めると、現実をより正確に反映していると思われる51~54%という数値が得られる。

同じくハイダハーの作成した表を変形した表6においては、市民と準市民が別々に表されている。われわれはここでも、市民の代表的職業としての飲食旅館業と商業(両者で全市民の31%を包含)およびこれら二つの営業部門における市民の圧倒的優位(前者では27人中26人、後者では30人中27人)を再確認することができる。また「公務」のポストの過半数以上が市民によって占められていた(25人中19人)。市民の比率がかなり高い職種としては、次のものを挙げることができる――金細工師(7人中6人)、陶工(6人中4人)、馬具屋(6人中6人)、白鞣工(7人中5人)、肉屋(16人中9人)、ビール醸造業者(2人中2人)。また、市民に占める手工業者の割合は表5の場合と同様に54%になる。

これにたいして準市民においては手工業者の比率が極めて高く、70%を越える。また25人の日雇労働者は全員が準市民に属していた。準市民の比率が際立って高い職種としては、次のものを挙げることができる——大工(10人中10人)、左官(7人中6人)、革財布屋(8人中7人)、織工(12人中12人)、仕立屋(23人中18人)、運送業者(8人中6人)、理髪師(7人中7人)、理髪師兼外科医(3人中3人)。

ちなみに、表6から市民と準市民の数的関係をもとめると、42対58となり、すでに紹介したマチスの推計結果(40対60)にきわめて近い数値が得られる。

17世紀インスブルックの市民と準市民の職業構成に関するマチスの詳細な表を簡略化してまとめると、**表7**のようになる。この表で扱われているのは、当該年時点での職業が判明する世帯主だけで、

徒弟や丁稚、それに寡婦は含まれていない。また同表中の「公務」は実態をまったく反映していない ので、以下では分析の対象から除外する。

マチスは表7から明らかになる点として次の二つを指摘している。すなわち、第一に突出して比率の高いが存在しないこと、第二に17世紀を通じて職業構成は全般的にほんのわずかしか変化していないこと。そしてかれはこれら二つの現象の根拠を、インスブルック市の経済的課題がこの期間をずっと一貫して多数の免除者(廷臣とその従者、領邦官庁の役人、地代取得者としての貴族)に種々の産業でもって多種多様な財を供給することにあった、という点に見出している。それゆえ、当時のインスブルック市はいわゆる消費者都市(Konsumentenstadt)の典型的な事例とみなすことができる。マックス・ウェーバーは消費者都市の代表的な三類型として「君侯都市」(Fürstenstadt)と「官吏都市」(Beamtenstadt)と「地代生活者都市」(Grundrentnerstadt)を区別しているが、1420年から1665年までのインスブルック市はこれら三つの類型の消費者都市のいわば複合体であった。

他のドイツ諸都市との比較において特に注目されるのは、飲食旅館業の比重が大きいという点である。インスブルックでは飲食旅館業の割合は、表7から「公務」を除いて計算すると、5.3~6.5%であったのにたいし、ミュンヘン(1606~45年)では約2.5%、アウクスブルク(1619年)では1%、ハイデルベルク(1588年)でも2.5%にすぎなかった。インスブルック市におけるこのような飲食旅館業の繁栄は、同市がブレンナー峠を経由して南と北を結ぶ通商路の重要な拠点の一つであったことによるものであった。そして1239年にインスブルック市に授与された互市強制権(Niederlagsrecht)が、同市をこうした方向へ発展させるうえで決定的な役割を果たした。ブレンナー峠を越えて北上あるいは南下する商人は、インスブルック市の互市強制権のゆえに、同市で荷を降ろして関税を支払わねばならなかったので、インスブルックで一泊することになったからである。

これにたいして商業においては、インスブルックは、南ドイツの商業メトロポリスであるアウクスブルク、ニュルンベルク、レーゲンスブルクにとても太刀打ちできなかった。また、17世紀にはボーツェン(Bozen)やハル(Hall)の年市や大市が超地域的な意義をもつようになったため、インスブルックは商業都市としてはそれらの都市に凌駕されてしまい、地元の都市住民に財を分配する小売商の役割を引き受けるようになった。同市の商業のこうした性格は、(大)商人に比べて種々の小売業者が――1678年を例外として――数的に優勢であるという事実に反映されている(商業従事者に占める(大)商人の数は、1605年31人中10人、1647年51人中15人、1678年38人中22人である)。

都市住民の職業構成との関連で農業の問題について触れておくと、当時のヨーロッパの多くの都市におけるのと同様に、農業経営は農村だけに限定されてはおらず、インスブルックの市民と準市民の大多数は、本業のほかに農業を副業として行っていた。大抵は自分の家のすぐ裏の土地に菜園をつくる程度であったが、なかには干し草を入れる納屋や厩舎を備えて家畜を飼育したり、さらにインスブルック市近郊の畑地で農作物を栽培する者もいた。マチスによれば、1605年から1630年の25年間に農

業地の明らかな拡大が認められるという。またボーデン湖畔のブレゲンツ(Bregenz)でも、17世紀前半に農業従事者の増加が確認されている。困窮の時代にはある程度の自給体制を確立するために自己生産に頼らざるをえなくなるのが一般的現象であるが、この時期にインスブルックやブレゲンツで――他の営業の後退を伴いながら――農業が拡大した原因の一端は30年戦争による特に手工業者と下層民の窮乏化に求められる、とマチスは述べている。

中世および近世の都市は、高い出生率にもかかわらず、それを上回るきわめて高い死亡率のために、外部(農村地域や他の諸都市)からの流入人口によってやっとその人口数を維持もしくは増加させることができたと言われている。事実すでに見たように、インスブルック市も大勢の移住者を市民あるいは準市民として受け入れてきたのである。それゆえ、都市への移住者の出身地をつきとめることは、都市の歴史と発展を知るうえで重要な課題の一つである。インスブルック市の場合、同市の発展を支えた流入人口は一体どこから来たのであろうか。1600年以前の時期についてこの問題を究明したハイダハーは、表8に示されるような結論に到達した(表中の「インスブルック市域」は行政管区(Bezirkshauptmannschaft)としての《Innsbruck-Stadt》を、「インスブルック郊外」は同じく行政管区としての《Innsbruck-Land》を意味する)。

1500年以前の時期に関してはデータ数が少ないので確たることは言えないが、インスブルック市郊外地域の出身者が多かったようである。16世紀を全体としてみると、バイエルンからの移住者が急増し、全体の41%に達した。そしてこれとほぼ同じ割合(42%)をチロール出身者(「インスブルック市」+「インスブルック郊外」+「その他のチロール」)が占めており、チロールのなかではインスブルック市郊外の比重が高い。16世紀の前半と後半を比較してみると、前半においてはバイエルンからの移住者数がチロールからのそれを上回っていたけれども(136人対88人)、後半になると両者の関係は逆転した(225人対240人)。バイエルンとチロールに比べると比率はかなり低くなるが、バイエルンを除くドイツからの移住者が8%を占めている。

では、16世紀になって生じた流入人口の出身地のこのような変化、つまり遠方からの移住者の増加は、何を物語っているのであろうか。この問題についてハイダハーは次のように述べている。1500年以前においては、インスブルックはまだあまり重要でない小都市にすぎなかったので、遠方からの移住者を吸引し定住させるだけの牽引力と雇用機会に欠けていた。また13世紀以降急速に発展してきたブレンナー峠を経由する南北間の通商も、中世後期の経済危機のために著しく停滞し、それがもとの水準にまで回復したのは1500年前後のことであった。こうしてこの頃からインスブルックへの移住者が増え始める。この時期から新市民と新準市民の登録が開始されたのは決して偶然ではなく、多分この急増した人口流入と深く関連していた。またインスブルックが宮廷都市となって以来、大勢の貴族や役人が住むようになり、かれらの購買力は商工業にとっての需要を創出し、都市経済の繁栄をもた

らした。そしてこのような都市経済の発展は雇用機会を増大させ、遠方からの移住者を増加させたのである。

ブレンナー峠を経由する南北間通商と移住者の出身地とのあいだには、密接な関連が認められる。というのは、移住者の相当の部分がこの通商路の圏域内に位置する地域、すなわち南チロール、北チロールの一部およびとりわけバイエルンの出身だからである。と同時に注目されるのは、チロール以外のハプスプルク領オーストリアの諸地域からの移住者がきわめて少ないという事実である。この点に関連してマチスとハイダハーは、ある都市への移住にとって決定的に重要なのは経済的要因であって政治的な条件ではなかったと述べている。

ところで、この南北の通商路に沿った地域からインスブルック市への移住で特に目立っているのは、北(ドイツ語圏)から南への移動が南(イタリア語圏)から北へのそれを圧倒しているという点である。ハイダハーによれば、これには理由があって、当時「ヴェルシュ人」(Welsche)と呼ばれていたイタリア人は、チロール地方の人々から異分子(fremdes Element)とみなされており、それゆえ拒絶されがちであった。例えば、15・16世紀におけるメラン(Meran)とボーツェン(Bozen)の都市法には、ヴェルシュ人に市民権を与えてはならないという規定があった。インスブルック市は絶対拒否という態度はとらなかったけれども、かれらにたいして決して友好的ではなかった。特に小売業での競争相手であるサヴォワ人にたいしては、地元の住民は強い妬みを抱いていたという。

以上はインスブルックの市民または準市民として受け入れられた者を全体として見たのであるが、今度は市民と準市民を区別して、両者の出身地を比較してみよう。1508~1600年の期間に受け入れられた1144名の準市民のうち、出身地が記されているのは760名である(66%)。また1487~1600年の期間に受け入れられた891名の市民のうち、出身地が記されているのは520名である(58%)。これらの準市民と市民をさきほどと同様の仕方で分類すると、表9および表10のようになる。表8との違いをいえば、「ザルツブルク」は「その他のオーストリア」の項目なかに含められ、新たな項目として「既住者」が付け加えられている。表9の「既住者」は、すでに一定期間インスブルック市のブルクフリーデ内に定住したのちに準市民権を獲得した者ないしは準市民の息子を意味する。表10の「既住者」は、同じく市民権を得る以前からブルクフリーデ内に定住していた者を意味し、そのすぐ下の段の数値はかれらのうちに含まれる市民の息子の数を表す。

まず準市民の出身地を見ると、さきほど確認したのと同じことが示されている。すなわち、移住者の40%近くがバイエルンの出身者、そして34%がチロールの出身者であった。11%が「既住者」で、その大部分は準市民の息子たちであった。また、16世紀前半にはバイエルンからの移住者数がチロールからのそれを上回っているが、後半になるとこの関係は逆転するという傾向は、準市民だけに限定した場合にもはっきりと認められる。

次に市民に移ると、表10を一見して目につくのは、「既住者」、すなわち、以前からブルクフリーデ内に住んでいた者の高い比率である。つまり、市民身分は主としてインスブルック市に住んでいた人々――市民の息子や準市民――から補充された。特に新市民のうちに占める市民の息子の割合は高く、1487~1600年の時期全体で41%となっている。インスブルック市の市民の息子の多くはよその土地に移住することなく同市にとどまったのであり、それゆえ市民層は都市人口の静態的な要素を成していた。ただし、16世紀の前半と後半を比較してみると、市民の息子の割合は54%から33%へとかなり低下しており、インスブルック市民層の交代という点では16世紀後半は以前よりも流動的であったといえる。しかしすでに見たように、17世紀になると新市民に占める市民の息子の比率は再び上昇に転じ、18世紀には54%にも達した(表1参照)。

17世紀になると、チロールからの移住者の比重がさらに増した。とはいえ、バイエルンと南ドイツからの移住者の流入も、他のドイツ諸地域に比べれば依然として多かった。マチスによれば、17世紀における新市民と新準市民を合わせたインスブルック住民の出身地は、チロールが全体の60.6%を、バイエルンが25.5%を占めた。バイエルンからの移住者の減少の原因をハイダハーは、30年戦争がもたらした破局とそれによって生じた一般的危機に求めているが、あまり説得的とは思えない。というのは、先にに触れたように、チロールからの移住者が増え、バイエルンからの移住者が減るという傾向は、すでに16世紀の後半から始まっているからである。今のところ、この問題にたいする明解な答えは見出すことができない。

18世紀における新市民の出身地の分布状況は**表11**のとおりである。18世紀になると、バイエルンばかりでなく、インスブルック以外のチロールからの移住者もさらに減り、新市民はますます以前からインスブルックに住んでいた者たちによって占められるようになっていった様相が示されている。345人のインスブルック出身者のうち265人が市民の息子であった(表1参照)。

IV 貧富の差と階層構造

これまで述べてきたことから、インスブルック市では市民のほうが準市民よりも経済的に豊かな階層であったと推測されるが、この推測は正しいのだろうか、それとも誤っているのだろうか。インスブルック市の住民を上層(Oberschicht)、中層(Mittelschicht)、下層(Unterschicht)に分けた場合、それらの各層にはどんな職業を営んでいる市民や準市民が集中していたのだろうか。あるいは、そのようなことはまったく見られなかったのだろうか。本節では、このような問題をとりあげてみたい。

インスブルック市の住民の階層構造を貧富の差という観点から考察しようとする場合、利用価値の 高い史料として課税簿が残されている。チロールで規則的に年二回徴収されたこの税を課されたのは、 本来の都市人口(市民と準市民)だけでなく、都市に居住する貴族や廷臣や君主の役人たちもまた、都市のブルクフリーデ内に地所や屋敷その他の財産を所有していれば、それらに課された税を納めなければならなかった。ここで問題にするのは、これまでと同様に、都市の裁判権に服する市民と準市民だけである。

表12は、都市人口の各層を構成する主要な営業部門と営業部門別の階層構造を明らかにするために、1605年の課税簿に基づいてハイダハーが作成した表を簡略化したものである。1605年の課税簿は固定資産税簿と営業税簿を合わせたようなものであり、家屋や土地への課税額と職業とへの課税額が原則として別々に記されている。表12の「軽減」の欄の数値は、世帯主が死亡したために減税された寡婦の営業者や、家屋と職業への課税が区別されずに課税されている世帯ないし営業者の数である。同様に「記載なし」の欄の数値は、税額が記されていない営業者の数である。「市民」の欄の数値は、その左側に記された営業者数のうち何人が市民かを表している。また同表では、下層と中層を分かつ税額は2ポンド、中層と上層を分かつ税額は1マルク、中層の上部(oberer Teil)と下部(unterer Teil)を分かつ税額は6ポンドに設定されている。以下でしばしば出てくる貨幣単位の換算の仕方を示すと、次のようになる――1ポンド(Pfund = lb)=12クロイツァー(Kreuzer = kr)、1グルデン(Gulden = fl)=60クロイツァー、1マルク(Mark = M)=2グルデン。

この表を見てまず言えるのは、2~3ポンドの税を課されている中層下部の階層が都市人口の半数をゆうに超えているということである。「軽減」と「記載なし」の欄の営業者(合わせて82人)を除く328人をベースに計算すると、中層下部に属する人々の占める割合は62%になる。これにたいし、下層は19%にすぎない。また中層上部の階層は7%、上層は12%にとどまる。最も比率の低い中層上部を上層に含めて、下層、中層、上層を再分類すれば、それぞれの割合は19%、62%、19%となる。いずれにしても、インスブルックの都市人口における中層の優勢は動かしがたいといえる。

税額で区分された階層別に見ると、税額が1マルク以上の上層に属する39人のうち、15人が飲食旅館業を、11人が商業を、5人が食品業(5人中4人が肉屋)を営んでいた。その他の営業部門に就業している者はこの階層には散発的にしか現われていない。中層上部の階層においても、似たような傾向が認められる。税額が6ポンドと1マルクのあいだの23人のうち、5人が飲食旅館業を、4人が商業を、同じく4人が皮革業を、3人が食品業(3人とも肉屋)を営んでいた。先ほど見たように都市人口の大部分が中層下部の階層に含まれるが、このグループの圧倒的多数が手工業者であった。前節で行ったのと同様に、「彫石窯業」以下「食品」までを手工業者と考えれば、中層下部の階層に数えられる営業者の82%(203人中166人)が手工業者であったということになる。税額が2ポンド以下の下層は手工業者と日雇労働者(「その他」に分類された27人中20人)から成るが、手工業のなかでは建築業(9人中4人が大工、2人が左官)に従事する者の比率が三分の一(27人中9人)と相対的に高かった。

営業部門別に見ると、飲食旅館業と商業の従事者の多くはともに上層に属するが、飲食旅館業では

下層に属する営業者は皆無であるのにたいし、商業には下層を含めてすべての階層の人々が含まれているという違いがある。このように同一部門内の営業者のあいだに広いレンジにわたって貧富の差が存在する営業部門として、商業以外には、皮革、衣料、食品、交通運輸、公務が挙げられる。農林業と彫石窯業は下層と中層下部に属する営業者しか含んでいない。建築業、金属加工業および木材加工業には、上層に属する者がまったくいない。

下層、中層下部、中層上部および上層の各階層に市民がどのように分布しているかを示すために、表12をもとに作成したのが表13である。まず市民が各階層にどのように分布しているかを見ると、過半数(51.4%)が中層下部に、26.1%が上層に属している。これにたいして下層に入る市民は全市民の8%にすぎない。大まかな傾向としては、都市人口全体の分布状況と基本的に変わらないが、下層における比率は全体よりも低く、中層上部と上層における比率は全体よりも高い点が違っている。次に個々の階層に占める市民の割合を比べてみると、どの階層において市民が優勢かがよりはっきりする。市民の数は下層では63名中11名(17.5%)、中層下部では203名中71名(35%)、中層上部では23名中20名(87%)、上層では39名中36名(92.3%)となっている。これらの数字から明らかなように、下層には市民はわずかしかおらず、中層下部でも三分の一強であるが、中層上部と上層は大多数が市民身分である。市民と準市民には法的な権利の点で相違があることはすでに述べたが、それだけでなく経済的な面でも、市民と準市民は豊かな階層と貧しい階層にほぼ対応していたのである。

以上のようなインスブルック市の階層構造は17世紀に変化したのであろうか。表14は、1647年の課税簿に基づいてマチスが作成した表を――居住区別の表示を省略して――簡略化したものである。この表で問題になっている税は、1647年の戦争を支援するために6カ月にわたって6回に分けて醵出されたもので、階層区分の基準になっている税額は月額である。上層、中層、下層の割合は、それぞれ14.3%、64.6%、21.1%となっており、また中層の下部が50.1%と最大の比率を占めている。このように、1647年の課税簿の分析から得られる結果は、先ほど1605年の課税簿の分析を通じて達した結果とほとんど差がない。したがってこの間、インスブルック市の階層構造にはほとんど変化はなかったといえる。

続いて、各階層を構成する主要な職業と職業別階層構造を見てみよう。表15が示しているように、この点でもインスブルック市の階層構造はほとんど変わっていない。20人の商人はすべて上層に含まれており、20人の飲食旅館業者のうち85%(17人)が同じく上層に、15%(3人)が中層上部に属している。17世紀半ばのインスブルック市においても、これら二つはやはり富裕層の代表的な職業であった。マチスが指摘しているように、富と財産の獲得は商業を通じてはじめて可能になったのであって、手工業だけではほとんど不可能であった。手工業者のなかでは、11人の肉屋のうち54.5%(6人)が上層に、45.5%(5人)が中層上部にくい込んでいるのが特に目立っている。マチスによれば、かれらの

経済的豊かさは、かれらが同時に家畜商として屠殺用の家畜の売買にも従事していたという点に帰せられる。そしてこのこともまた、富と財産へいたる道は商業を通じて開かれたというテーゼを裏書きしているという。また、手工業者にとっては、宮廷との結びつきが、富を獲得するうえで重要な役割を果たした。というのは、中層上部に数えられている手工業者のうちには、宮廷手工業者(Hofhandwerker)と呼ばれている営業者が少なからず含まれているからである。次に中層下部に目を向けると、その圧倒的多数が手工業者であった。この点でも1605年と1647年のあいだにほとんど変化は認められない。さらに、建築業に下層民が相対的に多いという特徴も、依然として変わっていないことが確認される。

最後に、他の諸都市の階層構造との比較においてインスブルック市を位置づけて本稿の結びとした い。中世後期と近世のドイツ都市に関するこれまでの研究が解明したところによれば、一般的傾向と して、小規模な都市では都市人口に占める中層の比率が最も高いのにたいし、大規模な都市の階層構 造の特徴は、上層と下層のあいだの激しい貧富の差を伴いながら下層に属する人々が都市人口の最大 部分を成しているという点にある。例えば、紛れもない農耕市民都市ブレゲンツ(Bregenz)の1557年 と1634年と1660年の階層構造を見ると、表16に示されているように、中層に属する人口の割合の高さ はインスブルック市以上である。また、15世紀末におよそ4000人の住民を擁したドレスデン(Dresden) では、中層の割合は1488年に約60%、1502年には約50%にのぼった。ただし、同市の人口はインスブ ルックよりも少ないにもかかわらず、下層民の比率はかなり高く、しかも1488年から1502年のあいだ に32.2%から46.6%に上昇している点が目につく(表17参照)。これにたいして、もっと大きな都市の 階層構造にあっては、上層と下層の貧富の差が非常に激しく、とりわけ小都市には存在しない大富豪 がピラミッドの頂点に立っていた(表17のドレスデンと中規模都市に分類されるフランクフルト・ア ム・マインを比べてみよ)。大きな都市における階層構造のもう一つの特徴は、都市人口の半数近く、 あるいはしばしば半数以上が下層民であったという事実である。例えば、1405年のフランクフルト・ アム・マイン市では住民の45.7%が下層に属していた(表17)。比較のための参考資料として、中世 末期南ドイツ諸都市における納税者の階層構造に関するゲルト・ヴンダー(Gerd Wunder)の調査結果 をつけ加えておく (**表18**を参照)。

以上のような比較検討からして、インスブルックにおける都市人口の階層構成は、小都市型階層構造の典型ということができる。マチスが述べているように、都市の裁判権に服さない免除者(貴族、役人、廷臣など)がいなければ、17世紀のインスブルック市は確かに「大きめの農耕市民都市」(eine größere Ackerbürgerstadt) の域をほとんど出ることはなかったであろう。

表1 インスブルックの新市民と市民の息子(1487~1795年)

期間	新市民	市民の	D息子
1487~1600年	891	212	24%
1601~1700年	678	308	45%
1701~1795年	492	265	54%
合計	2061	785	38%

(出典) Haidacher(1984),66;Beimrohr(1979),154;Kircher(1980),353.

表2 インスブルックの新市民の内訳(1601~1700年)

営業部門	市民の息子		準市民と その息子		他のインス ブルック人		移住者		合計	
商業と飲食旅館業	37	17%	20	9%	16	7%	150	67%	223	33%
手工業	106	44%	59	24%	22	9%	54	22%	241	36%
その他	32	60%	3	6%	9	17%	9	17%	53	8%
記載なし	137	86%	3	2%	3	2%	16	10%	159	24%
合計	312	46%	85	13%	50	7%	229	34%	676	

(出典) Mathis(1977),102-103.

表3 インスブルックの新準市民の内訳(1601~1608年、1689~1700年)

営業部門	準市民 の息子		他のインス ブルック人		移信	主者	合計	
商業と飲食旅館業	1	25%	_		თ	75%	4	2%
手工業	22	17%	26	20%	83	63%	131	76%
その他	2	8%	3	12%	20	80%	25	15%
記載なし	1	8%	1	8%	10	83%	12	7%
合計	26	15%	30	17%	116	67%	172	

(出典) Mathis(1977),106-107.

表4 インスブルックの新市民と新準市民の職業構成(16世紀)

営業部門	新	市民	新	準市民
農林業	0	0.0%	2	0.2%
彫石窯業	5	1.3%	11	1.4%
建築	20	5.1%	72	8.9%
金属加工	61	15.6%	150	18.6%
木材加工	21	5.4%	77	9.5%
皮革	25	6.4%	46	5.7%
繊維	11	2.8%	55	6.8%
衣料	59	15.1%	121	15.0%
食品	67	17.1%	104	12.9%
飲食旅館	27	6.9%	1	0.1%
商業	16	4.1%	10	1.2%
交通運輸	3	0.8%	7	0.9%
保健衛生	24	6.1%	32	4.0%
公務	40	10.2%	41	5.1%
その他	12	3.1%	79	9.8%
小計	391	100.0%	808	100.0%
記載なし	288		336	
合計	679		1144	

(出典) Haidacher(1984),126-130.

表5 インスブルックの市民の職業構成(16世紀)

営業部門	15	98年	15	599年	16	00年
農林業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
彫石窯業	3	1.6%	3	1.5%	3	1.6%
建築	10	5.2%	10	4.9%	9	4.8%
金属加工	21	10.9%	22	10.7%	21	11.2%
木材加工	10	5.2%	10	4.9%	10	5.3%
皮革	15	7.8%	15	7.3%	16	8.6%
繊維	3	1.6%	3	1.5%	3	1.6%
衣料	21	10.9%	20	9.7%	20	10.7%
食品	20	10.4%	22	10.7%	19	10.2%
飲食旅館	31	16.1%	35	17.0%	28	15.0%
商業	23	12.0%	26	12.6%	24	12.8%
交通運輸	1	0.5%	1	0.5%	1	0.5%
保健衛生	3	1.6%	3	1.5%	3	1.6%
公務	20	10.4%	24	11.7%	21	11.2%
その他	10	5.2%	10	4.9%	8	4.3%
記載なし	1	0.5%	2	1.0%	7	0.5%
合計	192	100.0%	206	100.0%	187	100.0%

(出典) Haidacher(1984),126-130.

表6 インスブルックの市民と準市民の職業構成(1605年)

営業部門	新	市民	新	準市民
農林業	0	0.0%	4	1.7%
彫石窯業	4	2.3%	3	1.3%
建築	7	4.1%	23	9.6%
金属加工	21	12.3%	22	9.2%
木材加工	9	5.3%	21	8.8%
皮革	13	7.6%	13	5.4%
繊維	3	1.8%	20	8.4%
衣料	16	9.4%	41	17.2%
食品	19	11.1%	25	10.5%
飲食旅館	26	15.2%	7	0.4%
商業	27	15.8%	3	1.3%
交通運輸	2	1.2%	7	2.9%
保健衛生	1	0.6%	10	4.2%
公務	19	11.1%	7	2.9%
その他	4	2.3%	39	16.3%
合計	171	100.0%	239	100.0%

(出典) Haidacher(1984),136-138.

表7 インスブルック都市人口の職業構成(17世紀)

営業部門	160	05年	16	47年	16	78年
農林業	4	0.9%	1	0.2%	З	0.8%
彫石窯業	7	1.5%	11	2.6%	8	2.1%
建築	28	6.0%	31	7.4%	23	6.0%
金属加工	39	8.4%	39	9.4%	41	10.6%
木材加工	29	6.3%	24	5.8%	26	6.8%
皮革	28	6.0%	21	5.0%	12	3.1%
繊維	21	4.5%	18	4.3%	30	7.8%
衣料	57	12.3%	49	11.8%	60	15.6%
食品	47	10.1%	41	9.8%	49	12.7%
飲食旅館	24	5.2%	20	4.8%	25	6.5%
商業	31	6.7%	51	12.2%	38	9.9%
交通運輸	11	2.4%	9	2.2%	21	5.5%
保健衛生	11	2.4%	15	3.6%	12	3.1%
公務	83	17.9%	37	8.9%		
その他	44	9.5%	50	12.0%	37	9.6%
合計	464	100.0%	417	100.0%	385	100.0%

(出典) Mathis(1977),36-40.

表8 インスブルックの新市民と新準市民の出身地(16世紀)

地域	~15	~1500年		~1550年	1551~	~1600年	合	 計
インスブルック市域	10	12%	23	8%	37	7%	70	8%
インスブルック郊外	30	36%	35	12%	119	21%	184	20%
その他のチロール	14	17%	30	11%	84	15%	128	14%
フォアアールベルクとスイス	2	2%	4	1%	12	2%	18	2%
ザルツブルク	1	1%	0	0%	8	1%	9	1%
その他のオーストリア	3	4%	13	5%	19	3%	35	4%
バイエルン	18	21%	136	48%	225	40%	379	41%
その他のドイツ	3	4%	24	9%	46	8%	73	8%
イタリアとサヴォワ	1	1%	5	2%	11	2%	17	2%
その他の国々	1	1%	4	1%	3	1%	8	1%
不明	1	1%	8	3%	3	1%	12	1%
合計	84	100%	282	100%	567	100%	933	100%

(出典) Haidacher(1984),105.

表9 インスブルックの新準市民の出身地(16世紀)

地域	~15	00年	1501~	~1550年	í	
既住者	9	4%	78	14%	87	11%
インスブルック市域	15	7%	26	5%	41	5%
インスブルック郊外	32	15%	99	18%	131	17%
その他のチロール	19	9%	69	13%	88	12%
フォアアールベルクとスイス	4	2%	10	2%	14	2%
その他のオーストリア	9	4%	22	4%	31	4%
バイエルン	106	49%	189	35%	295	39%
その他のドイツ	16	7%	41	8%	57	8%
イタリアとサヴォワ	1	0%	4	1%	5	1%
その他の国々	1	0%	1	0%	2	0%
不明	6	3%	3	1%	9	1%
合計	218	100%	542	100%	760	100%

(出典) Haidacher(1984),109.

表10 インスブルックの新市民の出身地(16世紀)

地域	1487~	1550年	1551~	1600年	合	計
既住者	125	66%	227	69%	352	68%
(市民の息子)	102	54%	110	33%	212	41%
インスブルック市域	8	4%	11	3%	19	4%
インスブルック郊外	5	3%	20	6%	25	5%
その他のチロール	8	4%	14	4%	22	4%
フォアアールベルクとスイス	0	0%	2	1%	2	0%
その他のオーストリア	4	2%	5	2%	9	2%
バイエルン	29	15%	37	11%	66	13%
その他のドイツ	4	2%	6	2%	10	2%
イタリアとサヴォワ	3	2%	8	2%	11	2%
その他の国々	2	1%	1	0%	3	1%
不明	1	1%	0	0%	1	0%
合計	189	100%	331	100%	520	100%

(出典) Haidacher(1984),109.

表11 インスブルックの新市民の出身地(18世紀)

地域	人数	比率
インスブルック	345	70%
インスブルックを除くチロール	60	12%
その他のオーストリア	15	3%
南チロール	26	5%
スイス	2	0%
バイエルン	24	5%
サヴォワ	11	2%
不明	10	2%
合計	493	100%

(出典) Kirchner(1980),356.

表12 インスブルック都市人口の営業部門別階層構造(1605年)

				税	額				小	計	軽	E減	記載	なし		計
営業部門	~2 lk) 市民	2~6	lb 市民	6 lb~	·1M 市民	1M~	市民		市民		市民		市民	ł	市民
農林業	3	0	1	0	_		_		4	0	_		_		4	0
彫石窯業	0	0	5	4	_				5	4	1	0	1	0	7	4
建築	9	2	12	3	1	1	_		22	6	3	0	5	1	30	7
金属加工	4	2	29	14	2	.]	_		35	17	2	2	6	2	43	21
木材加工	1	0	25	7	1	1	_		27	8	1	0	2	1	30	9
皮革	1	0	14	6	4	4	1	1	20	11	4	2	2	0	26	13
繊維	5	1	16	1	_		1	1	22	3	_		1	0	23	3
衣料	7	2	38	8	1	1	2	2	48	13	3	0	6	3	57	16
食品	2	1	27	8	3	3	5	4	37	16	3	2	4	1	44	19
飲食旅館	_		2	2	5	5	15	14	22	21	4	4	1	1	27	26
商業	2	2	10	9	4	4	11	10	27	25	1	1	2	1	30	27
交通運輸	1	0	4	1	1	0	1	1	7	2	_		2	0	9	2
保健衛生			7	0			1	1	8	1	2	0	1	0	11	1
公務	7	0	8	6			2	2	11	8	_		15	11	26	19
その他	27	1	5	2	1	0			33	3	4	0	6	1	43	4
合計	63 19%	11	203 62%	71	23 7%	20	39 12%	36	328 100%	138	28	11	54	22	410	171

(出典) Haidacher(1984),154-156.

表13 インスブルック都市人口の階層構造と市民の分布(1605年)

	下層		中層下部		中層上部		上層		合計	
市民	11	8.0%	71	51.4%	20	14.5%	36	26.1%	138	
全体	63	19.2%	203	61.9%	23	7.0%	39	11.9%	328	

(出典) Haidacher(1984),157.

表14 インスブルック都市人口の階層構造(1647年)

階層	税額	世帯
上層		59 14.3%
上部	5fl∼	7 1.7%
下部	1∼5fl	52 12.6%
中層		267 64.6%
上部	30kr~1fl	60 14.5%
下部	6~30kr	207 50.1%
下層	0~6kr	87 21.1%
合計		413

(出典) Mathis(1977),84.

表15 インスブルック都市人口の職業別階層構造(1647年)

		平均				各層に占	 める比率	
職業	世帯	fl	kr	標準偏差 in kr	上層 <i>%</i>	中層上部 %	中層下部%	下層 <i>%</i>
商人	15	4	8	139.0	100.0	Access	_	_
飲食旅館業者	20	2	52	93.5	85.0	15.0		_
肉屋	11	2	23	102.5	54.5	45.5	_	_
小売店主	10	1	7	44.0	30.0	50.0	20.0	_
小売商人	8	1	6	42.0	37.5	12.5	50.0	
食料品雑貨商	4	1	5	54.5	75.0		25.0	
穀物商人	3]	-		_	100.0		
銃器製造工	3		46	28.0	33.3	33.3	33.3	_
帽子装飾工	3		43	33.0	33.3		66.7	_
銅細工師	4		42	28.0	25.0	_	75.0	_
左官と石工	7		38	59.0	14.3	_	57.1	28.6
毛皮匠	6		38	27.0	16.7	33.3	33.3	16.7
金細工師	8		37	40.0	25.0	_	62.5	12.5
鞍つくり	8		37	20.5	12.5	12.5	75.0	_
皮鞣工	5		36	7.5	_	40.0	60.0	_
錫鋳物工	3		35	12.0	_	66.7	33.3	_
蹄鉄工	4		33	10.0	****	50.0	50.0	_
靴屋	13		32	14.5	_	30.8	69.2	_
錠前屋	8		30	23.0	12.5	_	87.5	_
白鞣工	4		30	18.0	-	25.0	75.0	
理髪師	3		28	12.0	_	33.3	66.7	_
運送業者	6		27	15.0	_	33.3	50.0	16.7
パン屋	21		26	14.5	_	23.8	61.9	14.3
桶屋	8		25	20.5	_	37.5	25.0	37.5
豚肉屋	4		24	21.0	_	50.0	_	50.0
仕立屋	21		23	11.0	Name	9.5	90.5	
塗装工	7		23	17.5	_	14.3	71.4	14.3
指物師	10		22	13.5	_	10.0	80.0	10.0
縁飾りつくり	3		22	14.5	_	33.3	66.7	_
ガラスエ	3		21	7.5	_	_	100.0	_
皮鞄製造工	4		18	7.5	_	_	100.0	
帽子屋	5		18	7.0	_	_	100.0	
陶工	8		18	12.5	_	12.5	62.5	25.0
織工	8		18	4.0		_	100.0	_
Frätscher und								
Tschänderer	5		18	3.0			100.0	_
小麦粉商人	3		17	4.0	_	_	100.0	_
刃物鍛冶	3		17	4.0		_	100.0	_
漁師	4		12	5.0	_	_	75.0	25.0
製本業者	3		11	6.5		_	33.3	66.7
大工	10		9	4.5	_	_	40.0	60.0
その他	31		46	74.0	12.9	16.1	64.5	6.5
全体	317		55	78.5	18.9	17.7	54.6	8.8
(出曲) Mathic				, 0.5			0 1.0	

(出典) Mathis(1977),89-90.

表16 ブレゲンツ都市人口の階層構造(人口500~700人)

時期	下層 %	中層 <i>%</i>	上層 <i>%</i>	
1557年	19.8	77.0	3.0	
1634年	16.8	79.0	4.0	
1660年	_	77.0	_	

(出典) Haidacher(1984),157;Mathis(1977),85;Jecht(1973),228.

表17 ドレスデンとフランクフルト・アム・マインの階層構造

	レスデン 約4000ノ	フランクフルト (人口約10,000人)		
財産額 グルデン	1488年 <i>%</i>	1502年 %	財産額 グルデン	1405年 <i>%</i>
25以下	32.2	46.6	20以下	45.7
25~100	25.6	23.5	20~100	26.8
100~200	21.8	16.4	100~200	8.2
200~500	15.1	10.1	200~1000	12.0
500~1000	3.8	2.5	1000~5000	5.5
1000以上	1.5	0.9	5000以上	2.8

(出典) Jecht(1973),229 und 231.

表18 中世末期南ドイツ諸都市の納税者の階層構造

財産額(fl)	シュヴェーヴィ シュ・ハル		コンスタンツ		エスリンゲン		ハイルブロン	
5000以上	13	1.3%	30	2.0%	1	0.1%	3	0.4%
1000~5000	49	4.7%	113	7.6%	41	3.7%	1	0.1%
500~1000	65	6.3%	74	5.0%	85	7.7%	51	6.4%
100~500	301	28.9%	364	24.5%	438	39.8%	197	24.6%
100以下	612	58.8%	906	60.9%	536	48.7%	550	68.6%
合計	1040	100.0%	1487	100.0%	1101	100.0%	802	100.0%

(出典) Wunnder(1966),28-29.

参考文献

- Beimrohr, Wilfried Hermann, Die Geschichte der Verwaltung der Stadt Innsbruck im 17. Jahrhundert, Diss.. Innsbruck 1979
- Falkensteiner, Reinhild, Beiträge zur Wirtschaftsgeschichte Innsbrucks im 18. Jahrhundert (Veröffentlichungen des Innsbrucker Stadtarchivs N. F. 11), Innsbruck 1980
- Finlay, Roger, Natural decrease in early modern cities, in: Past and Present 92 (1981), 169-174
- Forcher, Michael, Innsbruck in Geschichte und Gegenwart, Innsbruck-Wien-München 1973
- Haidacher, Christoph, Zur Bevölkerungsgeschichte von Innsbruck im Mittelalter und in der beginnenden Neuzeit (Veröffentlichungen des Innsbrucker Stadtarchivs N. F. 15), Innsbruck 1984
- Hopfgartner, Alfons, Geschichte der Schuhmacherzunft in Innsbruck bis zur Einführung der Gewerbefreiheit 1859 (Veröffentlichungen des Innsbrucker Stadtarchivs N. F. 10), Innsbruck 1979
- Hye, Franz-Heinz, Innsbruck. Geschichte und Stadtbild, Innsbruck 1980
- Jecht, Horst, Studien zur gesellschaftlichen Struktur der mittelalterlichen Städte, in: Carl Haase (Hg.), Die Stadt des Mittelalters 3 (Wege der Forschung 245), Darmstadt 1973, 217-255; zuerst in: Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte 19 (1926), 48-85
- Kircher, Franz Xaver, Die Bürgerfamilien Innsbrucks im 18. Jahrhundert, Diss., Innsbruck 1980
- Mathis, Franz, Zur Bevölkerungsstruktur österreichischer Städte im 17. Jahrhundert (Sozialund wirtschaftshistorische Studien 11), Wien 1977
- Moser, Heinz, Die Steinmetz- und Mauerzunft in Innsbruck. Von der Mitte des 15. bis zur Mitte des 18. Jahrhunderts (Veröffentlichungen des Innsbrucker Stadtarchivs N. F. 4), Innsbruck 1973
- Schadelbauer, Karl / Monikar Fritz, Die Innsbrucker Inwohneraufnahmen von 1508-1567 (Veröffentlichungen aus dem Stadtarchiv Innsbruck Nr. 16), Innsbruck 1964
- Schmelzer, Matthias, Geschichte der Preise und Löhne in Rattenberg vom Ende des 15. bis in die 2. Hälfte des 19. Jahrhunderts, Diss., Innsbruck 1972
- Sharlin, Allan, Natural decrease in early modern cities: a reconsideration, in: Past and Present 79 (1978), 126-138
- Ders., A rejoinder, in: Past and Present 92 (1981), 175-180
- Stolz, Otto, Geschichte der Stadt Innsbruck, Innsbruck-Wien-München 1959
- Takagi, Masamichi, Die Weitergabe von Betrieb und Gerechtsame im Innsbrucker Schuhmacherhandwerk vom 16. zum 19. Jahrhundert, in: Österreichische Zeitschrift für Geschichtswissenschaften 4. Jg. Heft 2 (1993), 273-295
- Wunder, Gerd, Die Sozialstruktur der Reichsstadt Schwäbisch Hall im späten Mittelalter, in: Untersuchungen zur gesellschaftlichen Struktur der mittelalterlichen Städte in Europa (Vorträge und Forschungen 11), Konstanz-Stuttgart 1966, 25-52
- 尾高邦雄編『ウェーバー』(世界の名著50)中央公論社、1975年
- 阿部謹也『中世の窓から』朝日新聞社、1981年